

移動等円滑化取組計画書

2025 年 6 月 30 日

住 所 滋賀県彦根市駅東町 1 5 番 1

事業者名 湖国バス株式会社
代表者名（役職名及び氏名）
代表取締役 立川 敬一

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 4 の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項	
・	当社が保有する乗合バス車両においては、2025 年 3 月末時点のノンステップバス導入率は 76.0%である。こうした現状を踏まえ、車両の更新と併せてノンステップバスの導入を推進し、2026 年度末までにノンステップ車両の比率を 85%以上にする。
(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項	
・	安全運行、サービス向上のため、全ての乗務員に対して年 2 回の乗務員研修を引き続き行う。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	・ ノンステップバスを 1 台導入する。

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
定期点検	導入したノンステップバスについて、導入時と同等の機能を維持するため、定期的な点検等の必要な措置を講ずる。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
障害者手帳アプリ 呈示での割引適用 とHPでの情報提供	・スマートフォン向けの障害者手帳アプリの呈示により障害者割引運賃を適用することで、お客様の利便性の向上に繋げるとともに、HPでもその旨を周知する。
交通系 IC カードによる利便性向上	・交通系 IC カードでの乗降を引き続き可能にし、乗降時のお客様の利便性向上に繋げる。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車内における情報 提供の拡充	・行き先を音声だけでなく目視でも確認できるよう、車内の行き先表示器未搭載の車両に対して順次設置する。
障害者手帳アプリ 呈示での割引適用 とHPでの情報提供	・スマートフォン向けの障害者手帳アプリの呈示により障害者割引運賃を適用することで、お客様の利便性の向上に繋げるとともに、HPでもその旨を周知する。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の技術向上	・バス協会主催の運転技術を競う大会を通して、全乗務員の安全意識や、運転技術の向上を図る。
外部研修会・少人数 グループでの勉強会	・車椅子乗降の介助など、お客様のサポートに関わるものを含む外部研修会への参加（オンライン含む）、少人数グループでの勉強会を引き続き行う。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

- ・ウェブサイトや電話で寄せられる利用者の意見を社内で共有するとともに、取組の改善に活用する。
- ・利用者が活用しやすい時刻表検索等のウェブサイトの整備を行う。
- ・職員のバリアフリーに対する理解度を深めるための教育を、従業員研修の内容に取り入れる。
- ・バス車両におけるバリアフリーの主管課を本社・業務部として位置づけて、社として推進体制を構築する。

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

Ⅴ 計画書の公表方法

<https://www.ohmitetudo.co.jp/corporate/index.html>にて掲示

Ⅵ その他計画に関連する事項

注1 Ⅳには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Ⅴには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 Ⅵには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。